

# 令和5年第8回 土浦市農業委員会総会議事録

## 1 開会の日時および場所

令和5年8月9日（水）午後1時  
土浦市役所農業委員会室

## 2 議事日程

- 報告第25号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
- 報告第26号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
- 議案第26号 農地法第4条の許可申請に対する審議について
- 議案第27号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
- 議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について

## 3 出席した委員

1番 下 村 幸 男	2番 大 和 田 一 夫	3番 山 口 貴 士
5番 飯 塚 利 之	6番 浅 野 均	7番 塙 佳 樹
8番 柴 沼 栄	9番 管 谷 幸 治	10番 飯 島 栄
11番 川 村 剛 久	12番 岩 瀬 守	

## 4 欠席委員

4番 萩 島 一 郎

## 5 説明のため出席した者

事務局長 坂本 直親 農地係長 室町 直宏 主 事 中野 沙耶香

## 6 総会の大要 午後1時20分閉会

議長	<p>只今、出席委員は11名で、欠席委員は萩島委員、1名です。よって、出席者が委員の過半数を超えたので総会は成立了しました。</p> <p>これより、令和5年第8回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番 山口委員、5番 飯塚委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項として住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願ひいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせて頂きますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>報告第25号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	(報告第25号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第25号については原案通りといたします。 次に、報告第26号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第26号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第26号については原案通りといたします。 それでは議案に入ります。 議案第26号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番を、10番 飯島委員から説明をお願いします。

飯島委員 10番 飯島です。議案第26号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る8月2日、塙委員、柴沼委員、私と事務局2名で調査を行いました。

1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、畠1筆 475 m<sup>2</sup>です。申請人は米穀業を営んでおり、既存の倉庫が手狭になったため、申請地に米穀用倉庫を新設したい。また、これまで駐車場として使用していたため、違反転用を是正したいためです。始末書は提出されています。農地区分は第2種農地です。

調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長 只今、飯島委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしということで、議案第26号「農地法第4条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決します。

次に、議案第27号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から2番を、8番 柴沼委員から説明をお願いします。

柴沼委員 8番 柴沼です。議案第27号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の申請番号1番から2番を説明いたします。去る8月2日、塙委員、飯島委員、私と事務局2名で調査を行いました。

1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠1筆 1,480 m<sup>2</sup>で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。譲受人は、今年3月と5月に太陽光発電設備設置の申請を行い、事業化され設置されております。今回申請の発電設備は、「土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」が適用されない発電出力50キロワットを下回る規模のものです。農地区分は第2種農地です。転用の面積は事業の規模から見て適正と認められます。また設備の設置に伴う土砂の流出危険も想定はされません。調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。

2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠1筆 1,200 m<sup>2</sup>で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を設置したい、賃借権設定です。今回申請の発電設備は、「土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」が適用されない規模のものです。農地区分は第2種農地です。転用の面積は事業の規模から見て適正と認められます。また設備の設置に伴う土砂の流出危険も想定はされません。調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。

委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長	続きまして、申請番号3番を7番 塙委員から説明をお願いします。
塙委員	<p>7番 塙です。議案第27号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の申請番号3番を説明いたします。去る8月2日、柴沼委員、飯島委員、私と事務局2名で調査を行いました。</p> <p>3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠1筆 2,003m<sup>2</sup>で、転用事由は、申請地を常磐道谷田部東PA改築工事のための仮設建築物敷地及び資材置場として使用したい、一時転用による3年間の賃借権設定です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>調査委員の意見としましては、許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	只今、柴沼委員、塙委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
菅谷委員	申請番号1番ですが、太陽光で売買は珍しいと思いますが、農地の売買価格がわかれればお願いします。
事務局	130万円です。
山口委員	申請番号3番ですが、3年間の一時転用なので農地に戻すと思いますが、戻した時の調査は行うのですか。
事務局	3年後、営農できる状態に戻すという計画書を出してもらいます。
山口委員	それをチェックするのは農業委員会ですか。
事務局	そうです。
議長	その他、質問等ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしということで、議案第27号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決します。</p> <p>次に、議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を説明いたします。今月は3件で、すべて中間管理機構を通しての新規設定になります。

	申請番号1番から3番につきましては、企業の設定になります。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
菅谷委員	要望で申し訳ないのですが、4月から少しづつ出てくる申請は、中国人が撤退したため、慌てて申請している農地です。受人は、資材も用意してしまっているので今すぐには動けないみたいです。タイミング付けて忙しい時期ですが、受人に対して出来れば草刈りをお願いしたいです。管理をしてくれるようく要望します。よろしくお願ひします。
議長	出来れば、草刈り管理をしてほしいと受人の方に話してください。 他にございますか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」は承認することにします。 以上で、令和5年第8回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

令和5年8月9日

議長

署名人

3番

5番